

## 大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務

### 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務（以下「本件業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きその他必要な事項を定めるものとする。

#### 1 業務の目的

大熊町は、東日本大震災と原子力災害からの復興・再生に向け、公共インフラの整備を重要な課題としている。特に、橋梁維持管理においては、将来的な技術者不足や橋梁専門業者の不在によりインフラ管理が困難になることが懸念され、また、予防保全型管理への移行に伴う維持管理コストの増大も課題である。

本業務は、これらの課題を解決するため、民間事業者が持つ高度な技術力とノウハウを包括的に活用し、策定済みの橋梁長寿命化修繕計画を効率的に実行することで、住民の安心・安全を確保し、持続可能なまちづくりに貢献することを目的とする。

#### 2 業務内容

- (1) 対 象 業 務 大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務
- (2) 仕 様 別紙「大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 初回契約時に5年間の協定を締結し、各年度に継続し契約とするものとする。
- (4) 委託費の上限 金 338,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

#### 3 プロポーザルに係る事項

##### (1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑨の条件を全て満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者。
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることと

される破産事件に係るものを含む)。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 建設コンサルタント登録規定第5条の規定に基づき登録された「鋼構造及びコンクリート」部門の資格を有すること。
- ⑧ 国又は地方公共団体、公益民間企業（NEXCO等）が実施した「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれかを元請による履行実績を有すること。
- ⑨ 土木工事業および鋼構造物工事業の建設業許可の登録を有すること。

## (2) 配置技術者の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①、②の「点検・補修設計」に関する条件、③、④の「補修工事」に関する条件を各々満たしている業務責任者を配置できる者とする。また、複数名でも可とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 管理技術者、照査技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設一鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有すること。
- ② 「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれか一つ以上で過去5年間の履行実績を有すること。
- ③ 橋梁補修工事等の実績を有すること。
- ④ 1級または2級土木施工管理技士の資格を有すること。

## (3) 加点評価項目

以下の項目について該当する場合は評価点に加点する。

- ① 15年以内に、橋長85m以上（熊川橋：82.9m）の橋梁補修工事等を履行した会社実績が10橋以上ある。
- ② 県内に本店又は営業所を有している（公告日現在）。
- ③ 業務実施体制に、コンクリート診断士資格を有する技術者を配置すること。
- ④ 令和5年度、令和6年度 国土交通省「インフラ運営等に係る民間提案型「官民連携モデリング」参画企業であること。
- ⑤ 道路橋に関する技術基準である「道路橋示方書・同解説」（平成29年11月）の改訂参画者の企業であること。
- ⑥ 福島県双葉郡及びいわき市に本社を置く地元企業を事業に活用することを具体的に提案すること。
- ⑦ 業務実施体制に東北管内のPPP（官民連携事業）の業務実績を有した技術者を配置すること。

### ・注意事項

- ① 履行実績は、いずれも国又は地方公共団体、公益民間企業が実施した元請工事の実績とする。
- ② 橋梁補修工事等には、橋梁補強工事、床版取替工事の実績を含むものとする。

#### (4) 様式等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

#### 4 スケジュール及び様式一覧

##### (1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年3月18日(水)
質問受付期限	令和8年4月8日(水) 午後5時まで
質問回答	令和8年4月13日(月)
参加資格確認申請書提出期限	令和8年4月20日(月) 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年4月30日(木) 午後5時まで
審査結果の通知	令和8年5月15日(金)以降

\*本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーションは実施しないものとする。

##### (2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	公募プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

#### 5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和8年4月8日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町復興事業課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

メール: fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp (復興事業課宛)

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年4月13日(月) 午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。

なお、個別での回答は行わない。

## 6 公募プロポーザル参加資格確認申請書の提出

公募プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年4月20日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 大熊町役場復興事業課
- (3) 提出書類
  - ① 公募プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)
  - ② 会社概要(様式第3号)
  - ③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑦～⑨に示す要件を満たしていることを証する書類の写し
  - ④ 本要領3プロポーザルに係る事項(2)配置技術者の要件①～④に示す要件を満たしていることを証する書類の写し
- (4) 提出方法 電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

## 7 企画提案書の提出

公募プロポーザルに参加する意思のある者は、次に示す企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年4月30日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 大熊町役場復興事業課
- (3) 提出書類
  - ① 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする)
  - ② 本要領3プロポーザルに係る事項(3)加点点評価項目①～⑦に示す項目に該当する場合は、これを証する書類の写し
  - ③ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
  - ④ その他企画提案を説明するのに必要な書類
  - ⑤ 会社概要(様式第3号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)
  - ⑥ 守秘義務誓約書(様式第4号)
  - ⑦ 業務実施体制書(様式第5号)
  - ⑧ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)
  - ⑨ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)  
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類
  - ⑩ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第6号)
- (4) 提出部数
  - ・①～⑩につき、印刷1部及びPDFデータ
  - ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、⑤会社概要(決算書類除く)及び⑦業務実施体制書について、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること(⑤、⑦、①の順とすること)。
- (5) 提出方法 電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

## 8 企画提案書の内容

企画提案書は、本業務の目的に沿って、別紙「大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、以下の通り作成すること。

### （1）提案内容

テーマ：事業管理・業務遂行に関する提案

限られた人員や予算で、橋梁メンテナンス（点検・修繕）を効率的かつ確実に遂行するための具体的な提案を求める。

### （2）留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

大熊町が置かれた特殊な状況を定量的かつ定性的に理解し、橋梁メンテナンス事業に関する役場職員の業務量を削減する案について提案すること。

### （3）参考図書の提供について

参加資格が認められた参加者については、策定済みの「橋梁長寿命化修繕計画」を町が指定する方法で提供する。（注：確認）

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### （1）失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

### （2）複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

### （3）辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

### （4）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

### （5）その他

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。提出された企画提案書等は返却しない。

## 10 審査に関する事項

### (1) 審査方法

契約候補者については、書面審査により選定する。なお、本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーションを実施しないものとする。審査にあたっては、提案書等の内容を下記評価項目に基づき採点するものとし、評価点が最も高いものを優先交渉権者、次位の者を次点候補者として契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

### (2) 評価項目と配点

参加申請書及び企画提案書の評価項目及び配点は下記のとおりとする。

区分	評価項目	評価基準	配点 (満点)	
1 企業の実績	企業の実績	過去5年間の実績	—	20
2 地域理解・貢献	福島県内の本店・支店・営業所	本店・営業所の場所 地元企業の活用の提案	—	10
3 配置技術者実績・能力	業務実施体制	コンクリート診断士等の資格を有する技術者の配置	—	20
4 加点点評価	加点点評価7項目	該当の有無	—	14
5 提案内容	方針の理解度		12	36
	具体的な提案		12	
	業務量の削減		12	
合計			—	100

\*各区分の配点については「大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務プロポーザル配点表により採点する。

### (3) 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。

なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

## 1 1 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

また実施する橋梁点検、補修設計、補修工事の費用については個別に協議して決定する。

### (3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

## 1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

住 所 〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

大熊町役場 復興事業課

担当：大井、西岡

電話番号 0240-23-7019

メー ル fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp